

令和7年度ビジネス確立支援事業「Startup Connect+ SAGA」 業務委託仕様書

第1 目的

さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）では、Startup Launch 事業化補助やStartupの聖地SAGA推進事業「Startup Ecosystem SAGA」、資金調達支援事業「Startup Boost SAGA」など多種多様な“佐賀型”の支援プログラムを展開し、起業家予備軍の掘り起こしを行うとともに、起業家の伴走支援に取り組んできた。

このような継続的な取組により、県内においても革新的な技術やビジネスモデルを用いた製品、サービス等を提供する企業や起業家が生まれ活躍しているほか、海外展開も視野に入れた起業家等も現れている。一方、人口や経済規模といった母数の小ささ故に、都市部と比べ協業や実証実験、販路開拓等に資するマッチング機会も少なく、新規事業を生み出したり、事業を拡大したりするチャンスが限られているほか、海外での事業拡大に資する人脈形成や知見の習得の機会が乏しいのが現状である。

このため、革新的な技術やビジネスモデルを用いた製品・サービス等を提供する、または提供を検討している県内企業や起業家、起業家予備軍（以下「県内企業等」という。）に対し、国内外を問わない協業やオープンイノベーション、販路開拓等に資するビジネスパートナーとのマッチング（以下「ビジネスマッチング」という。）を行い、新規事業の創出及び事業の拡大を重点的にサポートするビジネス確立支援事業「Startup Connect+ SAGA」を実施する。

第2 定義

本事業における「ビジネスマッチング」とは、支援する県内企業等の要望を踏まえ、共同開発や協業、実証実験、一定期間に渡る売買契約、テストマーケティング、オープンイノベーション又はそれらを目指したヒアリング、ディスカッションの機会の提供等を目的としてそれらの実現に資する企業・団体等と支援する県内企業等を引き合わせることを言う。

また、「ビジネスマッチングによる案件の成立」とは、引き合わせた企業・団体等と支援する県内企業等の間で共同開発や協業、実証実験、一定期間に渡る売買契約、テストマーケティング、オープンイノベーション等がなされること、またはそれらの実施に向けて継続的な取引を行うことが合意されることをいう。

第3 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

（1）ビジネスマッチング支援

① 支援する県内企業等の公募・選考について

事業拡大に向けたマッチング機会の提供を求めている県内のスタートアップや県内で意欲的な新規事業展開に取り組んでいる企業関係者を確保することを目標とし幅広く公募を行い、RYO-FU BASEとともに支援する県内企業等の選考を行う。選考に当たっては、応募企業の参加目的、企業の事業内容、当該製品・サービス・技術の特異性・特長等を記載させるためのエントリーシート等を作成するほか、審査基準を定め審査会を企画・運営すること。こと。また公募時に本プログラムの説明会を企画・実施し、令和7年6月末までに支援する県内企業等を決定できるように選考にあたってのスケジュールを設定すること。

また、支援する県内企業等は次の（ア）及び（イ）のとおり募集すること。

(ア) 一般枠（2～3社程度）

県内に拠点のある企業や起業家で、新規性・革新性のある製品やサービス等を開発し、事業の拡大や事業化を目指す者。

(イ) グローバル展開枠（2～3社程度）

県内に拠点のある企業や起業家で、新規性・革新性のある製品やサービス等を開発し、将来的に海外展開を視野に入れた事業の拡大や事業化を目指す者。

② 支援内容について

上記①のとおり選定された支援する県内企業等に対し、以下の内容に取り組むこと。

(ア) 一般枠

(A) 支援する県内企業等の事業計画や経営戦略を十分に理解し、今後の事業化や事業拡大に向けた課題を洗い出すコンサルティングを実施すること。また、表出した課題に対し起業家や専門家を交え、メンタリングを行いブラッシュアップに繋げるようなイベントを委託期間中に5回程度実施すること。

(B) (A)で行った内容を踏まえ、事業化や事業の拡大に資するビジネスマッチング相手を、支援する県内企業等の意向も踏まえながら検討しビジネスマッチングを実施すること。ビジネスマッチングにあたっては、支援する県内企業等に対して説明資料やプレゼン内容等に関する助言、アドバイス等を事前に実施すること。

(C) ビジネスマッチング後も、ビジネスマッチングの成立に向けて継続的な商談の調整、実施や、懸案事項の調整等のフォローを細やかに実施すること。

(イ) グローバル展開枠

(A) 支援する県内企業等の事業計画や経営戦略を十分に理解し、海外でビジネスを行うことを前提とした今後の事業化や事業拡大に向けた課題を洗い出すコンサルティングを実施すること。

(B) (A)で行った内容を踏まえ、海外展開を視野に入れた事業化や事業の拡大に資するビジネスマッチング相手（グローバル展開している日系/外資系企業や海外に拠点を有する企業、海外展開を支援している団体、海外の研究機関等を想定）を、支援する県内企業等の意向も踏まえながら検討しビジネスマッチングを実施すること。

(C) 海外での事業体験を通じて自社の製品やサービスを見つめなおし、佐賀県から世界へと視座を広げることを目的として、支援期間中に1回以上、海外（支援する県内企業等の事業内容に関連する場所に限定しない）に短期滞在（例：4泊5日）し、現地のビジネスを学ぶプログラムを実施すること。なお、支援する県内企業等の旅費・宿泊費は本事業の委託企業が一部、あるいは全額負担すること。負担割合や金額等はRYO-FU BASEと協議を行い決定すること。

(D) (A)～(C)の施策を通して、自社製品やサービスの海外展開を見据えた事業計画に落とし込み、将来海外から資金調達することも視野に入れた説明資料やプレゼン内容等に関する助言、アドバイス等を行うこと。

(E) ビジネスマッチング後も、ビジネスマッチングの成立に向けて継続的な商談の調整、実施や、懸案事項の調整等のフォローを細やかに実施すること。

③ 達成目標について

契約期間終了までに以下の達成を目標とし、事業に取り組むこと。

(ア) 一般枠

支援する県内企業等1社あたり5件以上の企業・団体等を引き合わせつつ、全ビジネスマッチングの案件の中から3件以上は成立または、成立に向けた協議・調整がなされている案件を創出すること。

なお、ビジネスマッチングによる案件の成立とは、第2条のとおりとする。

(イ) グローバル展開枠

ビジネスマッチングの件数については支援する県内企業等に対し、1社あたり3件以上の海外展開に資する企業・団体等（グローバル展開している日系/外資系企業や海外に拠点を有する企業、海外展開を支援している団体、海外の研究機関等を想定）を引き合わせることを。商談の成否や内容は問わない。

(2) 九州・山口ベンチャーマーケットへの登壇支援

RYO-FU BASE が九州各県等と連携して行う、九州・山口ベンチャーマーケットに登壇する企業（2社程度）に対して、協業等の側面から事業内容や登壇資料等のブラッシュアップを支援すること。また、九州・山口ベンチャーマーケット実施後に設けられる登壇企業と大手企業等とのマッチング機会に向け、説明資料やプレゼン内容等に関する助言、アドバイスをを行うこと。なお、登壇企業についてはRYO-FU BASEにて選定する。

※九州・山口ベンチャーマーケットとは

九州・山口各県等と経済団体が一体となって行う資金調達や協業等を目的としたピッチイベント。ピッチイベント後には、事業内容に興味を持つ大手企業等とのマッチング機会が設けられる。

(3) 成果発信及びビジネスマッチング促進等へのイベントの企画・運営

(ア) 一般枠

支援する県内企業等が本事業をとおして得た成果やビジネスプランを県内外の企業関係者や支援者等に対して発信し、さらなるビジネスマッチングを促進するためのピッチイベントを事業期間中に最低1回は開催すること。

(イ) グローバル展開枠

支援する企業の事業フェーズや意向を踏まえ、下記の(A)(B)いずれか、あるいは両方を実施すること。

(A) 支援する県内企業等が本事業を通して得た成果やビジネスプランについて、商談や出資などに繋がりうる海外関係者等を対象とした情報発信の場を事業期間中に最低1回は提供すること。

(B) 支援する県内企業等がビジネスプランについて、事業の需要や消費者の反応・市場の受容性を評価するために、事業期間中に海外でのテストマーケティングの機会を提供すること。なお、市場調査やテスト導入の際に発生した費用については委託企業が一部、あるいは全額負担すること。負担割合や金額等はRYO-FU BASEと協議を行い決定すること。

第4 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) イベント等の実施について

- ・ 参加者のとりまとめ、セミナー・イベント等の運営に必要となる業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。

(2) 広報について

- ・ セミナーやイベント等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、各種広報媒体を積極的に活用すること。
- ・ Startup Ecosystem SAGA 及び Startup Promote+ SAGA の受託者と連携し、当該受託者が運営するウェブページやSNSで、事業の実施状況等について周知・広報を図る

こと。

あわせて、当事業の支援対象として選定した起業家や企業について、SAGA INNOVATORS TALK LIVE の受託者とも協議・調整のうえ、Startup Ecosystem SAGA DEMODAY での登壇機会の確保などに努めること。

(3) 外部の機関との連携及び外部人材の活用

- ・ 当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

(4) RYO-FU BASE が行う他の事業との連携について

- ・ RYO-FU BASE では、「Startup Ecosystem SAGA」、「Startup Launch 事業化補助」、「Startup Boost SAGA」「Startup Promote+ SAGA」「Startup Assign SAGA」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。RYO-FU BASE は当事業を、それらの事業によって発掘された県内企業等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。事業の実施にあたっては県が行う他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、連携を図ることによって相乗効果を生み出すよう努めること。

第5 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第6 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第7 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告する。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

- (7) 本業務の委託料には、ビジネスマッチング実施等に要する会場使用料及び連携する他の事業(SAGA INNOVATORS TALK LIVE 内で行う「Startup Ecosystem SAGA」の DEMODAY 等)への出席等に要する費用を含むものとする。
- (8) 海外滞在プログラムの実施において、諸般の事情により一部費用が不要となる場合(例:起業家の都合により参加キャンセルがされた場合、海外情勢の悪化を配慮して実施を取りやめる場合等)は、軽減される費用相当額につき減額の変更契約を行う。なお、取りやめの判断が必要な場合や参加者のキャンセルの可能性がある場合は、わかり次第早急に RYO-FU BASE と協議を行うこと。
- (9) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- (10) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (11) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。
- (12) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (13) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (14) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。